

株主各位

第15回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

新株予約権等の状況

連結注記表

個別注記表

(2020年1月1日～2020年12月31日)

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

第15回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「新株予約権等の状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jia-ltd.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

1. 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (3) コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会により取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識したうえで、法令遵守体制を整備し、推進する。
 - (4) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - (5) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社グループの通報窓口（常勤監査役、グループ法務・コンプライアンス部及び社外の法律事務所）を設置し、適切に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、自然災害、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - (2) リスク情報等については各部門責任者並びにグループ会社各責任者より取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、組織横断的にリスク状況を監視し、対応する。また、それぞれの担当部署は、リスク管理に関する研修の実施、マニュアル

- の作成・配布等を行い、適切にリスク対応を行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止するものとする。
- (4) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直すものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、代表取締役及び各取締役は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、社内規程に定められた権限及び責任の範囲で、自己の業務を執行する。
- (2) 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行い、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (3) 各部門においては、社内規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることと、迅速性及び効率性を確保する。
5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社においては、「グループ経営理念」に基づき、社会倫理、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、業務の適正を確保し、実効性のある経営管理を行う。
- (2) 子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な規程並びに取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程の整備を推進する。
- (3) 子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備を推進するとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
- (4) 子会社においては、損失の危険の管理に関する規程の整備を推進するとともに、個々のリスクの把握と統合的なリスク管理の体制を整備し、不測の事態が発生した場合には損害拡大を防止すべく適切な対応を行うものとする。
- (5) 子会社においては、当社に対し必要な経営上の報告を行う。
- (6) 当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役からの求めがある場合には、速やかに監査役を補助する使用人を置くこととする。
 - (2) 指示を受けた使用人はその指示に関しては、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示の実効性を確保するとともに取締役からの独立性を確保する。
 - (3) 監査役の指示に従ったことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取扱をすることは行わない。
7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (2) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、その他、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに当社監査役又は監査役会に対して報告を行う。当該報告事項には、当社グループ会社から当社取締役及び使用人が報告を受けた重要事項を含む。
 - (3) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行に必要な費用について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払又は償還の請求をした場合は、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役との間で定期的な会合をもち、情報交換や業務執行状況を報告、検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制とする。
 - (2) 監査役は、内部監査部門・会計監査人との連携等を通じ、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の体制を構築する。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社グループは、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2) 反社会的勢力による被害を防止するための教育体制を構築するとともに、対応方法等を整備し、周知する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

【当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、グループ経営理念の実現のため、当社グループの役職員に対して、その理念を周知しています。
 - (2) 当社グループの役職員は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止等を図るため、入社時及び毎年度に「コンプライアンス・マニュアル」を理解し、遵守する旨の誓約書を提出しています。
 - (3) 当社グループの役職員から通報や相談を受ける内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めています。
 - (4) インサイダー取引の防止に関しては、インサイダー取引防止規程を制定し当社グループの役職員に周知徹底しており、法人関係情報についても社内で厳重に一元管理しております。加えて、eラーニングを実施するとともに、当社グループの役職員による当社株式の売買については、発注前の売買届出を徹底し情報管理責任者による発注の可否の審査を経て発注するフローにしており、不正売買に対する牽制機能を強化しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧しています。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っています。
 - (2) 安否確認システムを活用した役職員の安否確認の実施、新型コロナウイルス感染症への感染防止対応策を講じるなど、災害等の発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えています。
 - (3) 内部監査部門は、当社グループの業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討し、必要に応じて社内での諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。
5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握しています。
 - (2) 当社子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業の進捗状況や業績動向の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議を行っています。
 - (3) 当社子会社の管理を担当する部門は、当社子会社の事業と密接に関連する担当本部又は担当部門とし、担当本部又は担当部門は、当社子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導しています。また、当社子会社の経営計画、資金・業績・人事等の経営管理は、管理本部がチェックしています。
 - (4) 当社の監査役は、当社子会社の監査役と定期的に意見交換や問題を共有し、内部監査担当者は、当社子会社の内部監査を実施しています。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役を補助する使用人を置いていません。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに対応します。

7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しています。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等の内容を報告しています。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務について生ずる費用は、会社が負担しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の監査体制の状況に関しては、監査役は取締役会のほか重要な会議及び当社子会社の監査役との連絡会議等に出席し報告を受けた内容の監視・検証を行っております。監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査結果の報告を受け、会計監査人からは会計監査及び内部統制の監査結果について報告を受け討議を行っております。
- (2) 監査役会は、代表取締役との定期的な会合を実施し、監査に関する重要課題、会社が対処すべき課題等について意見交換を行っております。
- (3) 内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、外部監査人との協働を含め内部統制の有効性の評価を行っております。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社グループは、反社会的勢力等からの不当要求に対応する統括部署を設置し、反社会的勢力との取引を防止しております。
- (2) 当社グループは、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し健全な業務の遂行を確保しています。
- (3) 反社会的勢力による被害を防止するための教育を実施し、内部管理体制を強化しています。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権		
発 行 決 議 日		2014年 2 月27日	2016年 8 月18日		
新 株 予 約 権 の 数		70個	814個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 140,000株 (新株予約権 1 個につき2,000株)	普通株式 162,800株 (新株予約権 1 個につき200株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権 1 個当たり3,000円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 250,000円 (1 株当たり 125円)	新株予約権 1 個当たり 286,200円 (1 株当たり 1,431円)		
権 利 行 使 期 間		2016年 7 月 1 日から 2023年11月30日まで	2018年 4 月 1 日から 2023年 9 月 1 日まで		
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4		
役員の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	70個	新株予約権の数	665個
		目的となる株式数	140,000株	目的となる株式数	133,000株
		保有者数	2名	保有者数	3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	70個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	14,000株
		保有者数	－名	保有者数	2名
	監 査 役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	79個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	15,800株
		保有者数	－名	保有者数	3名

(注) 1. 2017年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって、株式分割を行っております。なお、当該株式分割時点において残存する新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額については、株式分割の割合に応じて調整を行っております。

(注) 2. 上記の第 2 回新株予約権のうち、取締役 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 3. 第 1 回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（i）から（ii）までの期間ごとに、以下（i）から（ii）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間

において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(i) 株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

(ii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日からは、毎月割当数の72分の1を上限として行使することができる。

- (2) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (3) 上記(ii)の規定にかかわらず、新株予約権者は、退任又は退職後の2か月間は新株予約権を行使することができる。当該期間内に行使されなかった新株予約権は、上記(ii)の規定の但し書きにより行使が認められたものを除き、会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位に就いた新株予約権者が、その後当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。
- (7) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(注) 4. 第2回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年12月期から2019年12月期の3事業年度におけるいずれかの期の営業利益が4,700百万円を超過している場合に、新株予約権を行使

することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (2) 2018年4月1日から2019年3月31日までの期間では、新株予約権者は割当を受けた新株予約権の総数の2分の1を上限として行使することができる。
2019年4月1日から2020年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の6を上限として行使することができる。
2020年4月1日から2021年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の7を上限として行使することができる。
2021年4月1日から2022年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の8を上限として行使することができる。
2022年4月1日から2023年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の9を上限として行使することができる。
2023年4月1日から2023年9月1日までの期間では、割当を受けた新株予約権の総数の全部を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認める。
- (5) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

		第3回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年3月15日
新 株 予 約 権 の 数		180個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり 2,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 460,000円 (1株当たり 4,600円)
権 利 行 使 期 間		2019年4月1日から 2025年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 6
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 3名

(注) 5. 上記の第3回新株予約権のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 6. 第3回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2018年12月期から2020年12月期の3事業年度におけるいずれかの期の営業利益が100億円を超過している場合に、新株予約権を行使することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (2) 2019年4月1日から2020年3月31日までの期間では、新株予約権者は割当を受けた新株予約権の総数の2分の1を上限として行使することができる。
2020年4月1日から2021年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の6を上限として行使することができる。

2021年4月1日から2022年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の7を上限として行使することができる。

2022年4月1日から2023年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の8を上限として行使することができる。

2023年4月1日から2024年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの新株予約権を含め割当を受けた新株予約権の総数の10分の9を上限として行使することができる。

2024年4月1日から2025年3月31日までの期間では、割当を受けた新株予約権の総数の全部を行使することができる。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認める。
- (5) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

② その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回及び第3回新株予約権の行使条件及びその他の条件は以下のとおりです。

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発 行 決 議 日		2016年8月18日	2018年3月15日
新 株 予 約 権 の 数		2,185個 (注) 2	2,867個 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 437,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 2	普通株式 286,700株 (新株予約権1個につき100株) (注) 4
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 3,000円	新株予約権1個当たり 2,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 286,200円 (1株当たり 1,431円)	新株予約権1個当たり 460,000円 (1株当たり 4,600円)
権 利 行 使 期 間		2018年4月1日から 2023年9月1日まで	2019年4月1日から 2025年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 5
割 当 先	当社使用人	新株予約権の数 1,428個 目的となる 285,600 株式数 株 保有者数 24名	新株予約権の数 2,204個 目的となる 220,400 株式数 株 保有者数 66名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 20個 目的となる 4,000株 株式数 株 保有者数 4名	新株予約権の数 40個 目的となる 4,000株 株式数 株 保有者数 13名

(注) 1. 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって、株式分割を行っております。なお、当該株式分割時点において残存する新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額については、株式分割の割合に応じて調整を行っております。

(注) 2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」の欄には、使用人の退職等により当社が無償取得した新株予約権(737個)及び新株予約権の目的となる株式(普通株式147,400株)がそれぞれ含まれております。

(注) 3. 行使の条件については、①(注) 4. と同様であります。

(注) 4. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」の欄には、使用人の退職等により当社が無償取得した新株予約権(623個)及び新株予約権の目的となる株式(普通株式62,300株)がそれぞれ含まれております。

(注) 5. 行使の条件については、①(注) 6. と同様であります。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社
- ・主要な連結子会社の名称 JPリースプロダクツ&サービスイズ株式会社
JLPS Holding Ireland Limited
フィンスパイア株式会社
JP0第0号株式会社
JP0第1号株式会社
JIA LUXEMBOURG SARL
JPE第1号株式会社
株式会社日本証券新聞社
Arena Aviation Partners B.V.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 JPA第6号株式会社等
- ・連結の範囲から除いた理由 匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（2006年2月7日法務省令第13号）第63条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第63条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないことから、連結の範囲から除外しております。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・当該会社等の数 6社
- ・当該会社等の名称 シースリーホールディングス株式会社
ベターライフサポートホールディングス株式会社
RED株式会社
Fits横濱株式会社
株式会社那須バイオファーム
株式会社ニューロスカイ

- ・子会社としなかった理由 当社の一部の子会社が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 5 社
- ・主要な関連会社の名称 Vallair Capital SAS
株式会社イーテア

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称 JPA第6号株式会社等
- ・持分法を適用しない理由 匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」(2006年2月7日法務省令第13号)第69条第1項第2号により、持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第69条第2項により、子会社の損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

株式会社等8社を新たに設立等したため、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用範囲の変更

株式会社1社を新たに設立したため、持分法の適用範囲に含めております。

(4) 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち1社の決算日は9月末日であります。連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

また、JLPS Holding Ireland Limited及びその他1社の決算日は10月末日であり、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社及び持分法適用会社の事業年度は連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 営業投資有価証券及び投資有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

ロ. 投資有価証券

満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。

ハ. 棚卸資産

・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・ 未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。
法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。
また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～18年
その他 3年～10年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

イ. 社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

将来における貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において、翌連結会計年度に利用が見込まれる金額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

ハ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、5年間の定額法によっております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジに処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 商品出資金の会計処理

当社連結子会社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社であるSPCが行うリース事業の組成時に、当社連結子会社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額しております。

なお、当該譲渡に対する手数料については、利息相当額であるため、「商品出資金売却益」として営業外収益に計上しております。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」(前連結会計年度272百万円)は、重要性の観点から、当連結会計年度より独立掲記しております。

また、前連結会計年度まで独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、重要性の観点から、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

関係会社の銀行借入金に対する保証として、関係会社株式56百万円に質権が設定されております。また、不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10百万円を法務局に供託しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

76百万円

(4) 保証債務

当社は関係会社の工事請負契約等に関して、連帯債務保証を行っております。

JPS第20号株式会社

5,747百万円

(5) コミットメントライン契約等

当社及び連結子会社においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	123,540百万円
借入実行残高	56,087百万円
差引額	67,452百万円

(6) 財務制限条項

当社及び連結子会社が、主要取引金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約(シンジケート方式)極度額総額74,260百万円、コミットメントライン契約極度額総額28,650百万円、当座貸越極度額総額4,000百万円及び金銭消費貸借契約総額717百万円については、当社の第2四半期決算及び各年度決算における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前期等の基準となる決算期の75%以上に維持することや、連結損益計算書の営業損益又は経常損益を損失としないこと等を内容とする財務制限条項が付加されております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

30,590,200株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年3月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	373百万円	12円50銭	2019年 12月31日	2020年 3月27日
2020年7月31日 取 締 役 会	普通株式	478百万円	16円00銭	2020年 6月30日	2020年 9月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議（ 予 定 ）	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年3月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	480百万円	16円00銭	2020年 12月31日	2021年 3月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	140,000株	599,800株	304,700株
新 株 予 約 権 の 残 高	70個	2,999個	3,047個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。また、デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社グループは、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を引き受けます。当社グループは、その引き受けた権利を「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行います。

当該匿名組合契約に基づく権利を引き受けるための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金によるほか、当座貸越契約及びコミットメントライン契約（シンジケート方式含む）を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。当該借入金は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

商品出資金は、①に記載のとおりであり、主として為替の変動リスクに晒されております。

短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行うこととしているほか、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、投資先の財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び業務未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

社債は、投資資金及びSPCの組成に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、管理本部における債権管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	21,377百万円	21,377百万円	－百万円
(2) 売 掛 金	4,076	4,076	－
(3) 商 品 出 資 金	28,431	28,431	－
(4) 短 期 貸 付 金	1,522	1,522	－
(5) 立 替 金	19,769	19,769	－
(6) 未 収 入 金	2,284	2,284	－
(7) 投 資 有 価 証 券	2,339	1,458	△880
資 産 計	79,800	78,920	△880
(8) 短 期 借 入 金	56,415	56,415	－
(9) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	8,556	8,704	148
(10) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	3,306	3,323	17
負 債 計	68,278	68,443	165
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 短期貸付金、(5) 立替金、並びに(6) 未収入金
これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券のうち、市場性のある株式については、取引所の相場によっております。債券については取引先金融機関が提供する時価情報をもとにしております。

負債

(8) 短期借入金

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金は、元利金の合計額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされている借入については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

元利金の合計額について当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	3,479

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,377	—	—	—
売 掛 金	4,076	—	—	—
商品出資金	28,431	—	—	—
短期貸付金	1,522	—	—	—
立 替 金	19,769	—	—	—
未 収 入 金	2,284	—	—	—
合計	77,461	—	—	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の時価等の開示については、重要性がないため注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,294円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 128円13銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

金額表示単位の変更

当社の連結計算書類に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

- ・移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

- ・時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ 棚卸資産

- ・商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

将来における貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に利用が見込まれる金額を計上しております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
- ・原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段…金利スワップ
 - ・ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針
- ・借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
- ・特例処理による金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度まで「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」（前事業年度18百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 担保に供している資産

不動産関連事業を行うため、宅地建物取引業法に基づき、敷金保証金10百万円を法務局に供託しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 59百万円

(4) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

JPリースプロダクツ&サービス株式会社 35,521百万円

また、当社は関係会社の工事請負契約等に関して、連帯債務保証を行っております。

JPS第20号株式会社 5,747百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 5,751百万円

② 長期金銭債権 2,612百万円

③ 短期金銭債務 845百万円

④ 長期金銭債務 ー 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,412百万円

販売費及び一般管理費 43百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 542百万円

受取配当金 1,500百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 540,392株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	△6百万円
売上高加算額	182百万円
資産除去債務	4百万円
投資有価証券評価損	114百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	<u>296百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	50百万円
繰延税金負債合計	<u>50百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>246百万円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	J P リースプロダク ツ&サービスイ 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	営業取引、役員 の兼任、債務保 証、被保証、資 金の援助	業務受託料 の受取 (注) 2	4,999	前 受 取 益	374
				資金の貸付 (注) 3	3,187	関 係 会 社 短期貸付金	15,534
				利息の受取 (注) 3	186	未 収 入 金	308
				当社子会社 の銀行借入 に対する債 務保証 (注) 4	35,521	—	—
				債務被保証 (注) 5	5,000	—	—
子 会 社	J P O 第 1 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	資金の貸付 (注) 3	—	関 係 会 社 短期貸付金	1,938
				資金の回収 (注) 3	1,501	—	—
				利息の受取 (注) 3	96	未 収 入 金	405
子 会 社	J P O 第 0 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	資金の貸付 (注) 3	1,034	関 係 会 社 短期貸付金	2,076
				資金の回収 (注) 3	2,148	—	—
				利息の受取 (注) 3	115	未 収 入 金	294
子 会 社	J P O 第 3 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	資金の貸付 (注) 3	2,761	関 係 会 社 短期貸付金	2,702
				資金の回収 (注) 3	59	—	—
				利息の受取 (注) 3	29	未 収 入 金	29
子 会 社	J P O 第 5 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	資金の貸付 (注) 3	2,005	関 係 会 社 短期貸付金	1,934
				資金の回収 (注) 3	70	—	—
				利息の受取 (注) 3	24	未 収 入 金	24
子 会 社	J P O 第 6 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	資金の貸付 (注) 3	2,707	関 係 会 社 短期貸付金	2,691
				資金の回収 (注) 3	16	—	—
				利息の受取 (注) 3	12	未 収 入 金	12
子 会 社	J P E 第 1 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注) 3	1,683	関 係 会 社 短期貸付金	16
				資金の回収 (注) 3	1,725	長期貸付金	2,375
				利息の受取 (注) 3	25	未 収 入 金	6

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	JIA LUXEMBOURG SARL	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注) 3	38	関 係 会 社 短期貸付金	736
				貸金の回収 (注) 3	724	—	—
				利息の受取 (注) 3	40	未 収 入 金	40
子 会 社	J P S 第 2 0 号 株 式 会 社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の 立替等	設備取得資金の 立替等 (注) 6	△230	立 替 金	1,072
				連帯債務保証 (注) 7	5,747	—	—
子 会 社	南会津太陽光発電 所 合 同 会 社	所有 直接 100.0%	設備取得資金の 立替等	設備取得資金の 立替等 (注) 6	△523	立 替 金	1,028
子 会 社	J P S 第 3 1 号 株 式 会 社	所有 間接 100.0%	設備取得資金の 立替等	設備取得資金の 立替等 (注) 6	△756	立 替 金	130
子 会 社	J P S 第 1 2 号 株 式 会 社	所有 間接 100.0%	商品の取得等	商品の取得 等(注) 8	594	未 払 金	653

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 当社の子会社JPリースプロダクツ&サービス株式会社の業務は、当社従業員が遂行しております。業務受託手数料は、子会社から委託を受ける業務の内容、子会社の業務を遂行する当社従業員の人件費等を勘案し、両社協議の上で、決定しております。
3. 返済条件及び利率については、市場金利を勘案し両社協議の上で、決定しております。
4. 当社子会社の銀行借入に対する債務保証について、金額は債務残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。
5. 当社の銀行借入に対する債務被保証について、金額は債務残高を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。
6. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱の対象となる太陽光発電事業を行っております。取引条件は、当該事業のための設備の取得価額等、市場実勢を参考に勘案し、両社協議の上で決定しております。
7. 当社子会社の信用を補完する目的で工事請負契約等の連帯債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
8. 当社が行う環境エネルギー事業に係る設備を譲り受けております。取引条件は、市場実勢を参考に勘案し、両社協議の上で決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,168円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 93円64銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 金額表示単位の変更

当社の計算書類に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。